

令和6年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 中央町児童館学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○」：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△」：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×」：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分		チェック項目	結果	コ メ ン ト
1	趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	目黒区の学童保育クラブとして、放課後児童健全育成事業の運営に関する基準に従い、質の向上に努めている。
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	保護者の就労支援の場として、保護者と連携をして育成支援を行うとともに各家庭の子育ての支援を行っている。子どもたちを取り巻く環境を理解し、成長・発達に応じた適切な遊び、安心安全な生活の場を提供できるよう努めている。
3	放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子どもの個性や発達段階に応じ、基本的生活習慣の確立、自主性、社会性及び創造性の向上を目的とした育成支援を行っている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○	保護者会、個人面談、親子交流会、参観週間等の行事、送迎時や連絡帳、安心でんしよばとでのツールを通して、各家庭との情報共有、連携に努めている。学校等関係機関とは、何かあれば連絡を取り合う関係性を構築している。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○	毎日の振り返りやOJTを通して、各自が自己研鑽に努め、支援員及び補助員の役割への理解を深めている。
		(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	子ども一人ひとりの人権を尊重し、育成を行っている。
4	放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	区や法人の倫理要綱に従い、育成支援に努めている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	子ども、保護者からの要望、苦情を真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応している。苦情受付担当者、対応責任者を館内に掲示している。
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。
		(2)研修等	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。
		(3)運営内容の評価と改善	○	放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	発達の個人差を踏まえ、心身の状態を把握し育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分		チェック項目	結果	コ メ ン ト
8	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	保護者、子どもが安心して生活をおくられるようにハード面、ソフト面を整え、支援・援助に努めている。
		(2)育成支援の留意点	○	育成支援の留意点に基づき、保育方針、活動計画を立て、日々の育成に努めている。
9	障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	運営指針、区の障害児受け入れについての考えを理解し、障害児の受け入れを行っている。
		(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	保護者、学校、放課後等デイサービスの関係機関と連携し、受入れの留意点を共有している。
10	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	子どもの様子的変化に気付くよう職員間で情報を共有し、児童虐待、家庭での問題等が疑われる場合、迅速に関係機関と連携し、対応にあたっている。
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	特別な支援が必要な子どもについて、関係機関と連携し、適切な支援が受けられるよう努めている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーの保護、秘密保持に従い対応をしている。
		(1)保護者との連絡	○	出欠は、1週間の基本スケジュール表で情報共有している。予定の変更がある場合は、連絡帳、安心でんしよばと、電話で連絡をもらっている。子どもの様子は、お迎え時、連絡帳等の各ツール、保護者会、個人面談で伝えている。

11	保護者との連携	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	日々の育成や個人面談、保護者会を通じ、話しやすい、相談しやすい雰囲気を作り、保護者との信頼関係構築に努めている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	現在の保護者の状況、考え方を共有し、過度の負担の無い協力関係、連携を行っている。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年間計画、保育方針を基に、子どもたちの状況に合わせ、見通しを持って生活ができるように努めている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌に子どもたちの様子、特記事項を記載している。保育ノート、振り返りを通じて、児童館職員、非常勤職員とも子どもたちの情報共有を行っている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校等関係機関とは、年度初めに顔合わせを行い、その後も何かあれば連絡を取り合い連携している。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	年度初めの顔合わせで確認の上、秘密保持について留意して情報交換を行っている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	必要に応じて、該当保育園等との情報交換を行っている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	子どもがかかわる施設とは連携を図っているが、町内会、住区住民会議とは連携の機会が少ない。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	児童館、学童保育クラブが一体となり、子どもの情報を共有し、育成に努めている。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分		チェック項目	結果	コ メ ン ト
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○関係省庁、区のガイドラインに従い、衛生管理を行っている。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○何かあれば区と法人双方と情報を共有し、事故対応マニュアルに沿って対応にあっている。事故、怪我を未然に防ぐため、日々の安全管理に努めている。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○作成したマニュアル、年間計画に沿った訓練を行っている。避難訓練は職員、子どもが実際の災害時に対応できるよう、様々なバリエーションで行っている。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○登降所経路は、学校、保護者と共有し、危険箇所の確認を行っている。新1年生は、職員と一緒に登所経路を実際に歩き、危険箇所の確認を行っている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分		チェック項目	結果	コ メ ン ト
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○児童館併設型ではあるが、学童保育クラブとして、定員に対して適切な占有スペースを有している。育成室の他に静養室、相談室を備えている。併設型のメリットとして、自由時間は児童館の各部屋を利用できる。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○求められている機能を満たすための設備、備品を有している。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○既定の有資格者を配置している。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○受入れ人数に応じた支援を行っている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○開所時間は8:00～19:00とし、開所日は年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が定時的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○法人の就業規則に則り、適切な労働環境を整備している。

25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任を果たすよう努めている。